

赤十字社員(会員または協力会員)について

日本赤十字社は、国内はもとより全世界の平和と福祉増進のため、人道と博愛を旗印として、各種の事業活動をたゆみなく続けています。これらの事業資金は、政府からの補助金によるものではなく、社員(会員または協力会員)が納入する社費(会費)と寄付金が財源となります。

日本赤十字社は認可法人で日本赤十字社法第4条に「社員をもって組織する」と定められています。

「社員」とは、日本赤十字社を組織する構成員のことをいいます。社員(会員または協力員)が納める「社費(会費)」と広く個人や法人あるいは団体などから寄せられる「寄付金」によって赤十字は運営されています。

「社員」には赤十字の趣旨を理解し、支援しようとする個人・法人であればどなたでも、いつでもご加入いただけます。

社員(会員または協力会員)になりますと毎年一定の社費(会費)を納めていただくことになっております。* 下図参照

・社員(会員または協力会員)と寄付金

	名 称	内 容
社 資	社 員 (会 員)	赤十字の趣旨に賛同する個人または法人で 年2,000円以上社費(会費)を納める支援者
	社 員 (協力会員)	赤十字の趣旨に賛同する個人または法人で 年500円以上社費(会費)を納める支援者
	寄付金	会員・協力会員以外の幅広い支援者

社費(会費)額の変更や「社員」を脱退することも自由です。

・社費(会費)・寄付金にご協力をいただいた方の表彰

種 類	金 額	表 彰 品
特別社員	合計2万円以上	付与通知書・特別社員章
表彰状	社費(会費)10万円以上	表彰状
感謝状	寄付金10万円以上	感謝状
銀色有功章	20万円以上	銀色有功章・章記
金色有功章	50万円以上	金色有功章・章記
社長感謝状	金色有功章後さらに50万円	感謝状
厚生労働大臣感謝状	100万円以上・法人300万円以上	(国の表彰)
紺綬褒章	500万円以上・法人1000万円以上	(国の表彰)